

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

相続の放棄について

Q 遺産の中に借金がある場合などに、**相続の放棄**をすることができるかと聞きましたが、その手続きに期限はあるのでしょうか？また、相続の放棄を検討する場合に、そのメリット・デメリットはどのようなものなのでしょうか？

解説

遺産の中に借金などが含まれている場合、相続放棄をすることで借金の返済をする必要がなくなります。ただし、プラスの財産も受け取れなくなりますので、注意が必要です

1. 相続の放棄

相続の放棄とは、**一切の遺産相続をせずにすべてを放棄してしまうこと**です。相続財産は預貯金などのプラスの財産だけではなく、借金などのマイナスの財産もある場合があります。そのため、借金を払いたくない場合に、相続放棄を利用します。なお、相続放棄の期限は、「**相続の開始があったことを知った時から3か月以内**」とされています。

2. 借金があるのに相続放棄しないとどうなるか？

この場合、相続債権者から借金の支払い督促がなされ、最悪の場合、裁判所の判決後相続債権者は、**相続人の遺産に対して差し押さえをする**こともあります。

3. 相続放棄のメリット・デメリット

1) メリット

- ①被相続人が返済すべき借金などの**負債を相続せずに済む**
- ②遺産分割協議や遺産分割手続きにかかわらず済む

2) デメリット

- ①現預金や不動産といった**プラスの財産も相続できない**
- ②相続人全員が放棄した場合、先祖代々の土地や建物、父母が大切にしていた宝石や骨とう品なども、国のものになってしまう。

要するに…

相続財産の内容が明らかに債務超過の場合には、相続放棄をすべきです。ちなみに被相続人が生命保険に加入していた場合、**相続人は相続の放棄をしても、基本的に死亡保険金を受け取ることができます。**